

## 佐賀県告示第 16 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方となる森林所有者の所在が不分明であるので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を武雄市に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和 3 年 1 月 22 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

### 1 保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明である通知の相手方	
	氏名	住所
武雄市武内町大字真手野字池ノ平 26724 番	北川 友吉	不明
武雄市若木町大字川古字陣屋 12710 番	緒方 ツゲ	武雄市若木町大字川古 13915 番地
武雄市若木町大字川古字陣屋 12712 番	中尾 俊朗	大阪府泉大津市豊中 956 番地 8
武雄市若木町大字川古字陣屋 12713 番	緒方 熊藏	武雄市若木町大字川古 141 番地
武雄市西川登町大字神六字笹元 29942 番 2	本山 エイ	武雄市西川登町大字神六 29792 番地
武雄市西川登町大字神六字笹元 30123 番 1	友廣 實雄	武雄市西川登町大字神六 29811 番地
武雄市橘町大字永島字西上野 5491 番 7	森 文七	武雄市橘町大字永島 5391 番地
武雄市橘町大字片白字片白 9118 番 1、9314 番 22	鳥越 一夫	武雄市橘町大字片白 8877 番地
武雄市橘町大字片白字片白 9314 番 23	飯盛 卯作	武雄市橘町大字片白 152 番地

### 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

武雄市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県農林水産部森林整備課及び武雄市農林課に備え置いて縦覧に供する。）